様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 2025年2月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） ぷらすと  一般事業主の氏名又は名称 株式会社プラスト  （ふりがな） つかもと　よりかず  （法人の場合）代表者の氏名 塚本　頼和  住所　〒 924-0066　　　　　　石川県白山市上小川町800番地7  法人番号　1220001005710  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ABOUT DX DXの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年 12月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 当社コーポレートサイト内「DXの取り組みについて」  <https://www.plast.ne.jp/dx> 「取り巻く環境」  「当社が考えるDX」  に記載 | | 記載内容抜粋 | あらゆる顧客ニーズに対応するためには、あらゆるデジタル領域においても価値を発揮できるビジネスモデルへの変革が求められます。  労働力の確保という点で、業界内だけではなく他業界含めての競争力を強化するためにDX化を推進し、生産性を向上させていく必要があると考えています。  当社は創業以来『少量・多品種・短納期』を目標としてお客様に満足いただけるよう取り組んで参りました。その一方、ここ数年で仕事に関する意識が変わってきたように感じております。今後はＤＸ活用による社内業務の効率化を図り、新たな付加価値の提供に挑戦していきたいと考えております。  会社の未来を考え、DX推進が必要であると考えます。製造現場自社のDX推進に取り組み、さらに営業部門にリンクさせ、新たな顧客満足・作業効率のアップを図り、生産性向上と労働時間短縮を同時に達成することを目指し変革に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる経営層が参加する経営会議にて承認された方針に基づき、作成された内容であり、公表媒体に記載されている事項である |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ABOUT DX DXの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年 12月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | <https://www.plast.ne.jp/dx> 「DX戦略」  に記載 | | 記載内容抜粋 | 製造部門のシステム化により工場の生産性向上と、品質の向上、コストダウンをデータ分析により可能となります。 営業事務部門では受発注業務の効率化に取り組んでいます。  サービス提供チャネルの拡大を図るとともに、販売形態のパッケージ化を実現し、業務の効率化を実現しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 取締役会設置会社ではないため、取締役会に準ずる経営層が参加する経営会議にて承認された方針に基づき、作成された内容であり、公表媒体に記載されている事項である |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「ABOUT DX DXの取り組みについて」  <https://www.plast.ne.jp/dx>  「DX戦略を支える体制」にて発信 | | 記載内容抜粋 | 〇体制について  代表者を中心として、社内各部門担当者と相互にコミュニケーションを取りながら、取り組むべき課題に対し、方針や対応策を検討し、スピーディーに修正を実施していきます。  〇人材の育成・確保にて  DXツールは社員がなぜ利用するかを理解して進めることが重要だと考えています。  コミュニケーションを取りながら、マインドの醸成とともに社内のデジタルリテラシーの向上に努めます。  実務の中でDXへの意識を高めることで会社全体の意識向上により、DX人材の育成と確保を進めます |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | <https://www.plast.ne.jp/dx> 「デジタル技術活用の環境整備」  に記載 | | 記載内容抜粋 | 販売管理システム導入による、受発注の効率化、ペーパレス化の実現。  生産性の向上のため、総務経理、営業事務部門でのモニターを増設して業務効率化を進める。 営業社員へのPC配布による情報共有のスピードアップ。 生産管理システムを導入し機械の稼働率の収集。製造工程の精緻化に向けた取り組みを推進。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「ABOUT DX DXの取り組みについて」 | | 公表日 | 2024年 12月 10日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「ABOUT DX DXの取り組みについて」  <https://www.plast.ne.jp/dx> 「当社が目指すDX推進指標」にて発信 | | 記載内容抜粋 | 機械の稼働率：2年後に5%向上  DX推進者を現在の2名から2年後各部門6名に広げる  紙使用量を2年後に25%削減する  時間外時間を10%削減する |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年 12月 10日 | | 発信方法 | 当社コーポレートサイト内「ABOUT DX DXの取り組みについて」  https://www.plast.ne.jp/dxに記載「代表者メッセージ」  にて発信 | | 発信内容 | 社訓である「一意専心」に込められているのは、それぞれの仕事を前にした社員一人一人が、それぞれ一つの考えに心を 集中し、まっすぐに物事を成し遂げるのとの思いです  　安心で確かなCS(顧客満足)をお届けするために一意専心を貫く。この社訓を実現するため、単なるシステムの導入ではなく「DXの活用による変革」を実現すべく、DXマインドを醸成し、よりお客様が満足されるサービスを安全に迅速に提供するべく社を上げて取り組んで参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～2024年11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」により自己分析を行い、IPAの自己診断結果入力サイト（<https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html>）実施により把握 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年10月頃　～2024年11月頃 | | 実施内容 | Security Action制度に基づき2つ星の自己宣言を実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。